釧路地区３支所（春採・桜ケ岡・大楽毛）および鳥取支所分室の廃止、並びに鳥取支所の収納業務取り扱いの廃止について

問合先　市役所戸籍住民課戸籍住民担当（☎31-4523）

釧路地区の３支所（春採・桜ケ岡・大楽毛）および鳥取支所分室（コアかがやき内）、並びに鳥取支所での収納業務を３月31日㈮をもって廃止します。この廃止に伴い、以下の対応策を実施します。

（１） 市有施設や商業施設等へマルチコピー機を設置します

釧路地区の各コミュニティセンター（コアかがやき・コア鳥取・コア大空）および廃止する支所の近隣の民間施設（コープさっぽろ桜ケ岡店・中央店、大楽毛郵便局、自動車会館）にマルチコピー機を新たに設置し、コンビニ交付サービスと同様の利用環境を整え、各種証明書の取得に係る利便性を高めます。

なお、機器の操作説明や利用者からの問い合わせ等に対応するため、マルチコピー機を設置する民間施設（コープさっぽろ桜ケ岡店・中央店）には、市職員を配置します。

※ご利用時には、マイナンバーカードと暗証番号（数字４桁）が必要となります。

（２）マルチコピー機の利用に係る講習会を開催します

マルチコピー機で各種証明書を取得する場合には、自身で機械を操作することとなるため、マルチコピー機の操作方法や、取得できる証明書の種類、利用時間などを案内する講習会を開催します。

※講習会の日程に関しましては、決定次第お知らせします。

※マルチコピー機の操作方法、取得できる証明書については右記ＱＲコードから

（３） リモート接続による相談に対応します

廃止対象とする支所等は、各種相談窓口の照会や市から発送した文書等の内容に関する問い合わせなど、近隣住民の身近な問い合わせ窓口としての機能も果たしてきたことから、支所等の廃止後においても引き続きこの機能を維持するため、釧路地区の各コミュニティセンター（コアかがやき・コア鳥取・コア大空）と市役所戸籍住民課をリモートで接続し、タブレット端末などを使用した相談対応を実施します。

（４） 職務上請求に係る証明書の宅配サービスを実施します

職務上請求による第三者の証明書を取得する士業を対象に、事前の利用登録のうえ、証明書の宅配サービスを実施します。

※職務上請求とは、司法書士等一定の国家資格を有する者が、その受任した職務を遂行するために必要な範囲で、第三者の住民票・戸籍謄本等を請求することができる制度です。

軽自動車税の手続きはお済みですか？

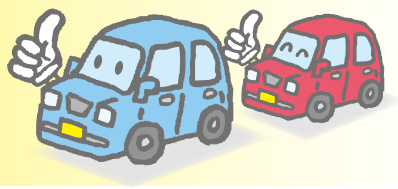

問合先　市役所市民税課税務担当（☎31-4513）、阿寒町行政センター市民課市民サービス担当（☎66-2210）、音別町行政センター市民課市民サービス担当（☎01547-6-2231）

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）の所有者に対して掛かる税金です。すでに廃車・譲渡をして手続きがお済みでない方は、３月31日㈮までに届け出をお願いします。

納めていただく方

毎年４月１日（賦課期日）現在、市内で軽自動車等を所有している方。

※軽自動車税は、自動車税と異なり月割課税制度がないため、４月１日現在の所有者にのみ課税されることとなります。

※４月２日以降に廃車などをした方も当該年度分の税金は課税されます。

※４月２日以降に軽自動車等を所有した場合には、当該年度分の税金は掛かりません。

手続きの届け出先

●原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車

市役所市民税課税務担当（☎31-4513）

阿寒町行政センター市民課市民サービス担当（☎66-2210）

音別町行政センター市民課市民サービス担当（☎01547-6-2231）

●軽四輪

釧路軽自動車協会（☎51-0745）

●軽二輪（126cc以上250cc以下）、二輪小型自動車（251cc以上）

釧路運輸支局（☎050-5540-2005音声ガイダンスに従って操作してください）

継続検査（車検）時の納税証明書の提示が不要となります

23（令和５）年１月より、軽ＪＮＫＳ（軽自動車税納付確認システム）が導入され、継続検査を受ける車両の納税情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認きるようになりました。これにより、継続検査（車検）時の納税証明書の提示が不要となりました。

注意!!　以下の場合は、今までどおり「納税証明書（継続検査用）」が必要です

１．二輪の小型自動車（排気量250ｃｃ超）
２．納付後、約２週間以内に検査を受ける場合
３．対象車両に過去の軽自動車税に未納がある場合
４．その他、軽ＪＮＫＳによる納付確認ができない場合（中古車購入、減免申請、名義変更、ナンバー変更等を行った車両で、システム未反映のもの）

新型コロナウイルス感染症　～個人や家庭でできる自主的な対策～

外出するときは、今一度、ご自身の体調を確認して発熱や倦怠感があった場合は、軽度であっても外出や移動を控え、受診や検査をお願いします。過度な行動自粛は必要ありませんが、それぞれの立場で身近にできる感染対策を引き続きお願いします。

１.日常的な対策

●定期的な換気を
●帰宅後、食事の前、トイレの後には手洗いを
●家族全員で毎朝健康チェック！検温、いつもと違うところは？喉は痛くない？鼻水は？

２.体調不良者（または「感染の可能性のある者」）が発生したとき

現在流行しているオミクロン株は、感染力が高く、潜伏期間が短いといった特性があり、感染が広がるスピードが極めて速いことから、症状がある、または感染の可能性がある家族がいる場合は、陽性になった場合を想定して、感染防止を心掛けましょう。

●家庭内で体調不良者がいる場合

・本人も家族も、自室以外ではマスクを着用しましょう。
・本人は仕事や学校等を休む。家族は職場や学校と相談しましょう。
・念のため家庭内で部屋を分けましょう（個室が難しい場合は、極力距離を置き可能な限り近づかない）。
・ハイリスク者（高齢者や基礎疾患を有する者等）との接触を控えましょう。
・家族も症状がある場合は、医療機関を受診しましょう。

●食料や日用品について、災害や荒天が続くときなどと同様の備えをしておきましょう。
●症状がある場合はかかりつけ医か北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（☎0120-501-507）に相談しましょう。